

第 20 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 24 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第 3 に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第 4 項中「職員の職を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第 6 条の見出し中「昇格、昇給」を「昇格昇給等」に改め、同条第 8 項中「第 5 項まで」の次に「及び第 7 項」を加え、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に関する条例（昭和 49 年足立区条例第 37 号。以下「分限条例」という。）第 7 条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第 6 条の 3 中「第 6 条第 7 項」を「第 6 条第 8 項」に改める。

第 16 条第 2 項第 2 号中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 26 条第 1 項第 3 号中「足立区職員の分限に関する条例（昭和 49 年足立区条例第 37 号）第 2 条」を「分限条例第 2 条第 1 項」に改める。

第 29 条の 3 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）

第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

第 32 条に次の 2 項を加える。

2 災害派遣手当の額は、別表第 5 に掲げる滞在する期間及び滞在する施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

付則に次の 1 項を加える。

11 別表第 3 の規定の適用については、当分の間、同表アの部 3 級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同部 5 級の項中「総括係長の職務」とあるのは「総括係長の職務又は困難な業務を処理する係長、担当係長若しくは主査の職務」と、同表イの部 2 級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 3 級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 4 級の項中「統括技能長の職務」とあるのは「統括技能長の職務又は困難な業務を処理する技能長の職務」と、同表エの部 3 級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表オの部 4 級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知

識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

ア 行政職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務
8 級	部長、担当部長又は参事の職務

イ 行政職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	技能主任の職務
3 級	技能長の職務
4 級	統括技能長の職務

ウ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係長、担当係長又は主査の職務
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務
3 級	部長、担当部長又は参事の職務

エ 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

オ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

付 則

（施行期日）

- この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
（降給の場合における行政職給料表（二）の改正に伴う経過措置の取扱い）
- 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年足立区条例第 6 4 号）付則第 2 項及び第 3 項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例第 6 条第 7 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定め

る。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

降給について定めるほか、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。